6月から労働保険年度更新の手続きが始まります。

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と前年度の保険料を 清算するための確定保険料の申告・納付手続きが必要です。これが「年度更新」の手 続です。

申告及び納付は、法定の期限7月10日(水)までにお願いします。

なお、5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、年度更新申告書計算支援ツール(厚生労働省ホームページに掲載)を活用していただき、厚生労働省動画チャンネル (YouTube)でも案内を行っていることから、活用いただきますようお願いします。また、不明な点につきましては、コールセンター(In 0120-405-082)、愛知労働局労働保険適用・事務組合課、各労働基準監督署へお問い合わせください。

作成されました申告書は、ご協力いただける範囲で、申告書に同封の郵送提出用封 筒により、愛知労働局労働保険適用・事務組合課に提出をお願い致します。

(郵送提出の際は、申告書のみ送付してください。納付書は切り離して金融機関で納付願います。)

なお、申告書(事業主控)に受付印が必要な場合は、申告書(事業主控)と返信用封 筒(切手貼付)を必ず同封してください。

電子申請を利用いただければ時間帯を問わず、窓口へ出向かずに申請手続きを行うことができますので是非ご利用ください。

納付金額があり納付書を申告書から切り離していない場合は、金融機関へ提出と納付ができますが、口座振替を利用されている場合及び納付金額がない場合は、金融機関への提出はできませんので、その場合の申告書は愛知労働局労働保険適用・事務組合課に提出してください。

建設工事にかかる労災保険につきまして、金融機関へ提出される場合は、一括有期事業報告書及び総括表は金融機関では受け取ることができませんので、申告書のみ提出いただき、一括有期事業報告書及び総括表は、別途、愛知労働局労働保険適用・事務組合課へ提出してください。

現在、労働者がいない場合、既に廃業している場合又は納付が困難な場合でも申告書の提出は必要です。

申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が外部委託した民間事業者より照会させていただく場合があります。民間事業者名については、申告書と同封のリーフレットをご覧ください。

【保険料率、一般拠出金率について】

労災保険料率については、令和6年4月1日より改定されています。一般拠出金率 は平成30年度以降変更ありません。

雇用保険料率については、変更ありません。

(詳細は、厚生労働省ホームページ又は申告書に同封の下敷をご参照ください。)